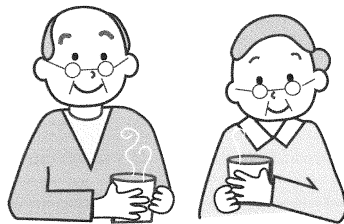


「よりそいノート」のご紹介

このノートは、高齢者とその家族の方が、安心して自分の住む地域で、医療と介護を隙間なく受けることができることを願い作成しました。

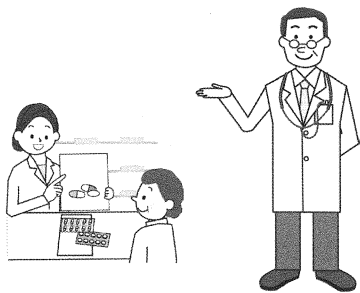
「よりそいノート」を通じて、かかりつけ医や専門医療機関、地域包括支援センターや、介護支援専門員（ケアマネ）、介護サービス事業所などがよりいっそう連携し、適切な医療や介護を行うために利用します。

ご本人・ご家族

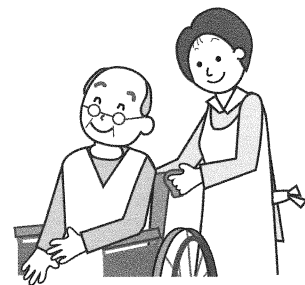


ご本人やご家族は、ご自宅でのご本人の様子を「よりそいノート」に書くことで、ご本人やご家族が困っていることを、医療機関や介護の関係機関などに理解してもらいながら対応していただくことができます。

医療機関・薬局



介護機関・相談機関など



医療機関は、ご本人の日ごろの暮らしの様子や、介護サービス利用時の様子などを知ることにより、生活面に広く目配りをした治療方針が立てられます。

医師や薬剤師は、薬を変更した場合の、症状の変化や服用後の状況などの情報も得られ、生活に即したアドバイスができます。

ケアマネジャーは、ご本人やご家族の状況、医療の状況などを知った上で、ケアプランを作成することができます。

介護サービス担当者は、医療の状況や、ご本人やご家族の状況にあわせたサービス内容の提供ができます。

行政や、地域包括支援センターなどの相談機関は、医療や介護サービスの状況を理解した上でのアドバイスができます。

よりそいノートの使い方

○各関係機関の関わりの中で、医療・介護の利用状況をP13以降のみんなの連絡帳に時系列で記入してください。

医療機関

○認知症疾患医療センターを始めとする、鑑別診断を実施する病院では

⇒実施した検査等の結果を「P12 ○検査の実施状況」に記入し、かかりつけ医の受診時に、家族に「よりそいノート」をみせるように伝える。今後、介護保険等の制度の活用が必要な場合には、連携室のMSWの相談を促し、その際に、「P6 ○ご本人のプロフィール」や、「P7～11 ○ご本人・ご家族のページ」も一緒に記載し、地域包括支援センターへ相談することを伝える。

○かかりつけ医では

⇒待合で「よりそいノート」を紹介し、診察場面での時間を節約して、活用してもらえるように、工夫をする。本人・家族から提示された時には、P3の医療機関に貴医院名を記入し、気になることは「P13以降

○みんなの連絡帳」に記入する。

⇒家族が活用してもらうことを医師が確認後に、看護師から「よりそいノート」を渡し、活用方法を伝える。

○ご本人・ご家族、民生委員や関係機関からの相談を受ける

市町村

市町村高齢福祉担当では

⇒処遇困難事例、高齢者虐待事例等市町村が継続して関わる事例は複数の機関が情報共有する必要がある。そのためのツールとして活用することができる。



地域包括支援センター

○ご本人・ご家族からの相談を受ける地域包括支援センターでは

⇒介護保険申請時に認知症である場合には、主治医に「よりそいノート」について伝え、具体的な事例を紹介する。また、具体的な事例をとおして、情報交換の場を持つことで、その地域での医療と介護の連携について話し合うために活用できる。

⇒介護予防給付対象者で認知症と診断されている方には、「よりそいノート」を紹介し、本人、家族とともに活用ができる。

○ケアマネジャーからの相談を受ける地域包括支援センターでは

⇒ケアマネジャーから医師と介護職との連携や、家族と医師との連携について相談を受けた際は、「よりそいノート」の「P3 ○同意書・その他の利用機関」に、記載を、関係機関にしてもらうことの重要性を伝える。

○ケアマネジャーとしてこんな使い方を

介護保険関係者

⇒認知症のご本人・ご家族を担当した時には、「よりそいノート」を紹介し、本人・家族とともに、認知症の進行に応じて必要になってくるサービスや、治療のことなども含めて話し合いながら記載する。ご家族がいる場合には、本人の元気だった頃のことも含めて、「P7～11 ○ご本人・ご家族のページ」を書くことで、進行した場合のケアのヒントとして活用できる。

薬局

○薬剤師としてより具体的な服薬指導を

⇒本人・家族や関係者が処方箋を持参し、認知症に対する治療薬が処方されていることがわかった場合には、「よりそいノート」を持っているのかを確認する。持っている場合には、「よりそいノート」の記載内容から日常の本人の様子を知ることができる。

神奈川県高齢社会課高齢福祉グループ

☎045-210-1111(代) Fax045-210-8874

メールアドレス anshinkaigo@pref.kanagawa.jp

*みんなの連絡帳がなくなった場合は、県ホームページに追加を掲載しておりますのでダウンロードして使用してください。
(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480217/>)

(2015年3月作成)